

## 約款

上記排出事業者甲(以下「甲」という。)と収集運搬業者乙(以下「乙」という。)は、甲の事業場から排出される産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物(以下「廃棄物」という。)の収集運搬に関して、次のとおり契約を締結する。この契約の成立を証するために本書1通を作成し、甲と乙とは各々署名押印の上、甲がこれを保有し、乙はこの写しを保有する。

### (この事業範囲及び許可証の添付) 第1条

この事業範囲は上記のとおりであり、この事業範囲を証するものとして、許可証の写しを添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は、速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを本書に添付する。

### (廃棄物の排出事業場、種類、数量、金額及びその他適正処理に必要な情報の提供) 第2条

甲が、乙に収集運搬を委託する産業廃棄物の排出事業場、種別、予定数量及び合計予定金額は、別表1のとおりとする。委託する産業廃棄物に石綿含有廃棄物(工作物の新築、改装又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの。ただし、特別管理産業廃棄物である廃石棉等を除く。)が含まれる場合には、その旨を別表1の廃棄物の種別欄に伴せて記入する。

## 2

甲の委託する産業廃棄物の荷姿、性状その他適正処理に必要な情報は、別表1の別紙「廃棄物データシート(WD-S)」のとおりとする。ただし、両者協議の上で別途、「廃棄物データシート」以外の簡易な書式による情報提供を行う場合は、その書式に記載した内容のとおりとする。

## 3

甲は、本書第2項で提供した情報に変更が生じた場合は、当該産業廃棄物の引渡しの前、別表2に記載の方法により乙に変更後の情報を提供しなければならない。なお、情報の提供を要する変更の範囲については、甲と乙とであらかじめ協議の上で定めることとする。

### (収集運搬料金及び支払い) 第3条

甲の委託する産業廃棄物の収集運搬業務に関する契約金額(以下「契約単価」という。)は、別表1のとおりとする。ただし、これによりがたい場合は、甲乙合意の上で、1回あたりの契約単価にすることができる。

## 2

甲は、産業廃棄物管理票(以下「マニフェスト」という。)の写しの受領等により、乙が廃棄物を確実に運搬したことを確認したときに、乙に収集運搬料金を支払う。

### (搬入先) 第4条

乙は、甲から委託された第2条の産業廃棄物、甲の指定する別表1に記載する処分業者(以下「丙」という。)の事業場に搬入する。

### (マニフェスト) 第5条

甲は、産業廃棄物の搬出の都度、マニフェストに必要な事項を記載し、A(排出事業者保管)票を除いて乙に交付する。

## 2

乙は、産業廃棄物の収集を行うときは、甲の交付担当者の立会いのもと産業廃棄物の種類及び数量の確認を行うとともにマニフェストと照合する。

## 3

乙は、産業廃棄物を丙の事業場に搬入する都度、マニフェストに必要な事項を記載し、B1(収集運搬業者保管)票とB2(運搬終了)票を除いて、丙に届付する。

## 4

乙は、B2(運搬終了)票を運搬終了日から10日以内に甲に送付するとともにB1(収集運搬業者保管)票及び丙から送付されるC2(処分終了)票を5年間保存する。

## 5

甲は、乙から送付されたB2(運搬終了)票を、A(排出事業者保管)票及び丙から送付されたD(処分終了)票及びE(最終処分終了)票とともに5年間保存する。

### (契約期間及び保存) 第6条

この契約の有効期間は、2020年 月 日から2021年 月 日とする。  
また、期間満了の3ヶ月前までに甲乙いずれも意義のない場合には、更に1年間更新するものとし、その後の期間満了においても同様とする。

## 2

甲及び乙は、契約書及び契約書に添付する書面を契約の終了後から5年間保存する。

### (法令等の遵守) 第7条

乙は、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。関連する政令及び省令を含む。以下「法令等」という。)、関係法令及び行政指導等を遵守して、産業廃棄物の収集運搬を行わなければならない。甲もまた、排出事業者として法令等を遵守しなければならない。

### (義務と責任) 第8条

甲は、第2条各条によるもののみならず、収集運搬を委託する産業廃棄物の適正処理に必要な情報である種類、数量、性状(形状、成分、有害物質の有無及び臭気)、荷姿取り扱う際に注意すべき事項等を速やかに乙に通知しなければならない。

## 2

乙は、甲から委託された産業廃棄物、その積込み作業の開始から、丙の事業場における荷下ろし作業の完了まで、法令等に基づき適正に運搬しなければならない。この間に発生した事故については、甲の責に帰すべき場合を除き、乙が責任を負う。

## 3

乙は、甲から委託された業務が終了したときは、直ちに業務終了報告書を作成し、甲に提出しなければならない。ただし、業務終了報告書は、マニフェストB2(運搬終了)票をもって代えることができる。

### (業務の調査等) 第9条

甲は、この契約に係る乙の産業廃棄物の運搬が法令等の定めに基づき、適正に行われているかを確認するため、乙に対して、当該運搬の状況に係る報告を求めることができる。

### (再委託の禁止) 第10条

乙は、甲から委託された産業廃棄物の収集運搬業務を他人に委託してはならない。ただし、契約期間中に、この申向が故障した場合等直にやむを得ない理由により、運搬業務を他人に委託せざるを得ない事由が生じた場合は、乙は、法令等で定める再委託基準に従い、あらかじめ甲からの書面による承諾を得て、収集運搬業務を再委託することができる。

### (積替保管) 第11条

乙は、甲から委託された産業廃棄物を必要に応じて積替保管を行う事とする。乙は産業廃棄物の減量とリサイクルに努める事。

### (内容の変更) 第12条

甲及び乙は、契約期間及び予定数量の変動等については、甲乙協議の上で、変更内容を書面で定め、その書面を本書に添付する。

### (機密保持) 第13条

甲及び乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方に係る機密事項を第三者に開示してはならない。

### (契約の解除) 第14条

甲又は乙は、この契約の当事者がこの契約の条項のいずれか若しくは法令等の規定に違反するとき、又は甲乙の合意があったときは、この契約を解除することができる。

## 2

前項の規定によりこの契約を解除するにあたって、この契約に基づき甲から引渡しを受けた産業廃棄物の処理をこが完了していないときは、当該産業廃棄物を甲乙双方の責任で処理した後でなければこの契約は解除できない。

## 3

乙は、甲が第2条各条又は第8条第1項の規定により提供した情報により、産業廃棄物の収集運搬を適正に行うことが出来ないと判断した場合は、甲に対し、契約の変更又は解除を申し出なければならない。この場合において、甲は乙に当該産業廃棄物を引き渡してはならない。

### (再資源化) 第15条

リサイクル可能物については、中間処理前に事前に乙の積替え保管場所において選別してリサイクル又は再資源化原料とすることが出来る。

### (暴力団等の排除) 第16条

乙が次の各号の一に該当した場合は、甲はなんらの通知、報告をせず直ちにこの基本契約および個別契約の全部または一部を解除することができる。

## ①

乙または乙の代表者、責任者もしくは実質的に経営権を有する者が、暴力団、総会屋、その他の反社会的勢力(以下、暴力団等という。)であるとき、または、暴力団等であることが認められたとき。

## ②

乙または乙の代表者、責任者もしくは実質的に経営権を有する者が、暴力団等への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行ったとき。

## ③

乙または乙の代表者、責任者もしくは実質的に経営権を有する者が、自らあるいは第三者を利用して甲に対し、暴力的または威迫的な行為、もしくは不当に名誉・信用を毀損する行為を行ったとき。

## ④

乙がこの基本契約または個別契約の履行のために契約する者が前3号のいずれかに該当するとき。

## 2

甲が前項の規定により基本契約および個別契約の全部または一部を解除した場合は、乙に損害が生じても、甲はこれは一切賠償しない。

### (協議) 第17条

甲及び乙は、この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令の定めに基づき、誠意をもって協議の上で、これを決定する。

### 別表2(第2条関係)

産業廃棄物情報に変更があった場合の情報文書(廃棄物データシート)の伝達方法	
甲の担当者所属氏名及び連絡先	別紙(産業廃棄物データシート)のとおり
乙の担当者所属氏名	有限会社 スリープブランニング営業部〇〇
文書の伝達方法及び伝達先(該当欄にチェック)	FAX(03-5463-1224)
	e-mail(〇〇@eccep.co.jp)
	☐郵便(T140-0004) 〒東京都品川区南品川3-6-31
緊急時の連絡先	03-5769-0157(代表・直通)(内線)
営業時間	8:30-17:30
休業日	日・祝祭日

記入上の注意事項
1この事業範囲
(1) 許可番号欄の()内には、当該許可を受けている都道府県政令市の名称を記入する。
(2) 積込み場所又は荷下ろし場所が複数の都道府県政令市にまたがる場合は、事業範囲の記入欄を必要数追加する。
(3) 許可品目のうち、特別管理産業廃棄物は、種類のみ記入する。
2別表1
(1) 産業廃棄物の種類ごとに産業廃棄物データシートを作成し、該当するデータシート番号を別表1の産業廃棄物の種類欄の()内に記入する。
(2) 委託する産業廃棄物に石綿含有廃棄物が含まれる場合、該当する産業廃棄物の種類欄に、にその旨を記入する。
(3) 産業廃棄物の種類ごとに契約単価が異なる場合は、かっこ括弧で記入してもよい。
(4) 契約単価欄は、該当する単位に〇印を付ける。なお、1回あたりの契約単価の場合は、「XXPI/回(18リットルポリタンク)」のように記入してもよい。
(5) 予定数量欄は、該当する単位に〇印を付ける。予定数量は「××-△△」のように記入してもよい。
(6) 処分業者が同一の場合は、かっこ括弧で記入してもよい。
(7) 処分方法については、産業廃棄物の種類ごとに処分方法(例、凝集沈殿・中和処理、脱水、高温熔融、焼却、焼却等)を記入する。
3別表2
(1) 乙の担当者は、複数記入してもよい。
(2) 文書の伝達方法を複数選択する場合は、数字等により優先順位を示す